

安全設備等の義務化のお知らせ【改訂版】

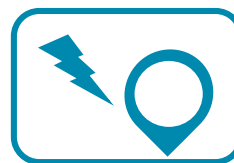
義務化の対象となる安全設備等

① 法定無線設備



陸上との通信手段を確保

② 非常用位置等発信装置



海難発生時に位置情報を発信

③ 救命いかだ等

(搭載を要しない方法を含む)



冷水中での救助待機を回避

④ 隔壁の水密化等



浸水による沈没防止・退船までの時間確保

適用日・経過措置

現在検討中です。

対象：遊漁船※

※「遊漁船業の適正化に関する法律」の適用を受け、遊漁船業の用のみに供する船舶（小型兼用船を含む）

※「海上運送法」の適用を受け人の運送をする船舶及び遊漁船業以外で旅客を13人以上搭載する船舶については、**旅客運送事業者等の皆様向け**のお知らせをご確認ください。

安全設備等の義務化のお知らせ【改訂版】

義務化の対象となる安全設備等

① 法定無線設備
陸上との通信手段を確保

② 非常用位置等発信装置
海難発生時に位置情報を発信

③ 救命いかだ等
(搭載を要しない方法を含む)

④ 隔壁の水密化等
浸水による沈没防止・退船までの時間確保

適用日

	① 法定無線設備	② 非常用位置等発信装置	③ 救命いかだ等	④ 隔壁の水密化等
旅客定員13人以上の船舶	令和6年4月1日	令和6年4月1日	令和7年4月1日	令和8年4月1日
旅客定員12人以下の事業船※	令和7年6月1日(準備中)	令和7年4月1日	令和8年4月1日	令和9年4月1日

※「海上運送法」の適用を受け人の運送をする事業者が使用する船舶

経過措置

① 法定無線設備
適用日以降最初に迎える中間検査
or 定期検査までに搭載が必要

② 非常用位置等発信装置
適用日以降最初に迎える定期検査までに搭載が必要

③ 救命いかだ等
適用日以降最初に迎える定期検査までに搭載が必要

④ 隔壁の水密化等
適用日以降最初に迎える定期検査までに搭載が必要

※上記図は、「遊漁船（5トン以上）」の場合のイメージ

※上記図は、「遊漁船（5トン以上）」の場合のイメージ

詳しくは右のQRコードより「義務化の方向性」の資料をご覧ください。
https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_mn6_000021.html
 ご不明点あれば、最寄りの検査機関（小型船：JCI、大型船：地方運輸局）にお問い合わせください。

国土交通省

<旅客船運送事業者等の皆様向け>

詳しくは右のQRコードより「義務化の方向性」の資料をご覧ください。

https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_mn6_000021.html

ご不明点あれば、最寄りの検査機関（小型船：JCI、大型船：地方運輸局）にお問い合わせください。





法定無線設備

●義務化について

- 航行区域に応じ、業務用無線又は衛星電話の搭載を**義務化**※1
- 平水のみ航行する船舶は携帯電話を法定無線設備として**使用可能**※2

- ※1 業務用無線を法定無線設備として導入する場合には、通信の相手方として、申請者が開設する海岸局又は構成員とされる法人若しくは団体の海岸局が必要。
- ※2 航行区域が携帯電話のサービスエリア内にある場合に限る。

＜適用日以降の義務化の対象範囲＞

表中の赤字が強化・見直し部分

航行区域		①旅客定員13人以上の船舶	②旅客定員12人以下の事業船
平水区域	✓湖川港内（琵琶湖を除く）	変更なし	変更なし
	✓琵琶湖	業務用無線 又は 衛星電話 又は 携帯電話※ ²	業務用無線 又は 衛星電話 又は 携帯電話※ ²
	✓上記を除く平水区域		
沿海区域	✓2時間限定沿海	業務用無線 又は 衛星電話 又は 携帯電話	業務用無線 又は 衛星電話
	✓沿岸5マイル	業務用無線 又は 衛星電話	
	✓上記を除く沿海区域		

＜業務用無線の例＞

＜衛星電話の例＞



VHF無線電話



MF無線電話



27MHz帯無線電話



400MHz帯無線電話



N-STAR電話



インマルサット
衛星電話



衛星携帯電話



非常用位置等発信装置

●義務化について

- 限定沿海以遠を航行する船舶は、非常用位置等発信装置（EPIRB※1 又は AIS（簡易型（Class-B）を含む）の搭載を**義務化**
- 既に「AIS（簡易型（Class-B）を含む）」又は「EPIRB及びレーダートランスポンダ」を搭載している船舶は、追加の搭載不要

※1 AIS-SART機能を有し、位置情報が向上した新型であって位置情報を自動で発信できるもの（自動浮揚型）に限る。

＜適用日以降の義務化の対象範囲＞

表中の赤字が強化・見直し部分

航行区域		①旅客定員13人以上の船舶	②旅客定員12人以下の事業船
平水区域	✓湖川港内（琵琶湖を除く）	変更なし	変更なし
	✓琵琶湖		
	✓上記を除く平水区域		
沿海区域	✓2時間限定沿海	EPIRB※1 又は AIS(簡易型（Class-B）を含む)※2	
	✓沿岸5マイル		
	✓上記を除く沿海区域	GMDSSにより措置済み	

※2 500トン以上の船舶については、既にAISの積付けが義務。

＜非常用位置等発信装置の例＞



EPIRB※1



AIS



救命いかだ等

●義務化について

➤ 一定の水温を下回る水域・海域を航行する船舶に対し、以下のいずれかの実施を**義務化**

- A) 救命いかだ等の搭載 又は
B) 救命いかだ等の搭載を要しない方法

<適用日以降の義務化の対象範囲>

航行区域		①旅客定員13人以上の船舶	②旅客定員12人以下の事業船
平水区域	✓湖川港内（一部の湖を除く）	変更なし	
	✓一部の湖※1	水温 10℃未満 となる水域を航行する場合 A) 又は B) の実施が必要	
	✓上記を除く平水区域		
沿海区域	✓2時間限定沿海	水温 20℃未満 となる海域を航行する場合 A) 又は B) の実施が必要 (一部の船舶は 15℃未満)	
	✓沿岸5マイル		
	✓上記を除く沿海区域※2		

※1 琵琶湖、霞ヶ浦、サロマ湖、猪苗代湖、中海、屈斜路湖、穴道湖又は支笏湖。

※2 総トン数20トン以上の大型船の場合、救命いかだ（乗り移り時の落水危険性を軽減させたもの）又は救命艇を搭載。

★水温の確認方法

右記QRコードをスキャンし、各水域の温度をご確認いただけます

<QRコード>



A) 救命いかだ等の搭載

- 乗り移り時の落水危険性を軽減させた**救命いかだ**又は**内部収容型救命浮器**を搭載（救命いかだ等）

（注）水面から乗り込み場所までの高さが1.2m以上の場合、スライダー等の搭載が必要



救命いかだ等の例

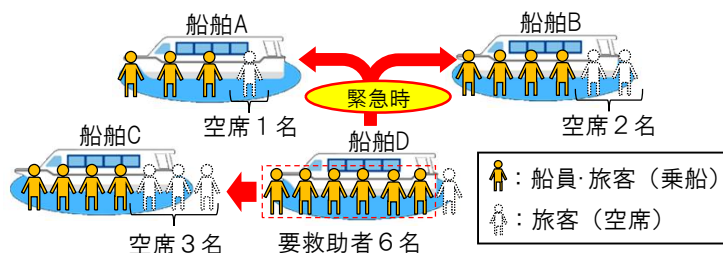
B) 救命いかだ等の搭載を要しない方法

方法の詳細は国交省HPに掲載。また、方法を組み合わせることが可能。適用を希望する場合は、定期検査等の時期に検査機関に申請。

方法① 一定の水温を上回る時期のみの航行

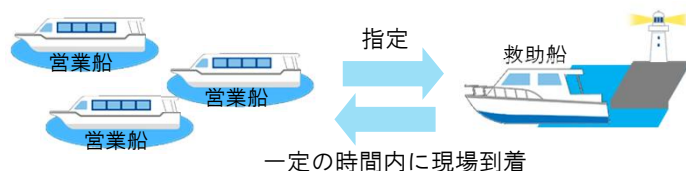
方法② 伴走船と航行

- 出航から帰港まで営業船を**視認**し、早急に救助できる位置を伴走船※が航行
- 伴走船※には、緊急時に「要救助者を搭載する枠」（空席）を確保した上で、**旅客の搭載が可能**
- 船団で航行する場合、他船を伴走船※とすることを認め、船団は**最大4隻**とし、船団内の他船の「要救助者を搭載する枠」を合算し救助能力を評価



方法③ 救助船を配備

- 事故通報後、**一定の時間内**に現場到着
※水温15℃以上は30分以内 水温10℃以上15℃未満は10分以内 水温10℃未満は5分以内
- 営業船の搭載人員分を搭載できる「要救助者を搭載する枠」を確保（救助船※として利用する場合、旅客の搭載は不可）
- 複数の営業船が**同一の救助船※を指定可**



方法④ 船内に浸水しない構造（水温15℃以上に限定）

- 水密全通甲板又は不沈性・安定性を有する構造



方法⑤ 母港から5海里以内の航行（水温15℃以上に限定）

- 航行区域を母港からの航行距離が5海里を超えない範囲に制限



※検査機関による認定を定期検査前に受けることが必要

【方法②及び③の特例】船舶毎に設定された通常時の最大搭載人員に関わらず、船舶の復原性及び要救助者の搭載場所を確認の上、緊急時のみに搭載できる人数を別枠として予め決定。別枠は「要救助者を搭載する枠」として取り扱い可能。



②、④は、現存船と適用日から2年以内に建造契約した船舶のみ使用可能。